

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

安城市長 三星元人

安城市条例第48号

安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年安城市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	405,000円
2	455,000円
3	508,000円
4	574,000円
5	655,000円
6	765,000円
7	893,000円

第9条第2項の表第21条第2項の項中「100分の95」を「100分の97.5」に改め、同表第22条第2項第1号の項中「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第2条 安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表第21条第2項の項中「100分の97.5」を「100分の96.25」に改め、同表第22条第2項第1号の項中「100分の90」を

「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第1項の規定は令和7年4月1日から、改正後の条例第9条第2項の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の安城市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。